

家族以外の者が行う「たんの吸引」に関する意見について

全国ホームヘルパー協議会

- 「看護師等による ALS 患者の在宅療養支援に関する分科会」に対して行った要望のポイントは次のとおりであるが、ALS 患者以外の「たんの吸引」の場合についても同様である。
 - ・「たんの吸引」等の医療行為については、地域における医療的支援体制の確立が課題である。
 - ・ホームヘルパーが「たんの吸引」を業務として行う際の条件整備を図って欲しい。（法的整備、ヘルパーの要件の明確化、訪問看護との役割分担、行為の責任は事業所が負う点について）
 - ・「たんの吸引」をヘルパーが安全に行うための研修を確立して欲しい。
 - ・ヘルパーが「たんの吸引」を行えるよう事業所側の体制整備の明確化や全体の仕組みづくりへの国・自治体の支援の明確化を行って欲しい。
- 「看護師等による ALS 患者の在宅療養支援に関する分科会」の報告書には、ホームヘルパーは「たんの吸引」を「業」としては行えず、行う場合は「ボランティア」として行うという整理がなされているが、このことでは事業所としての責任が明確にならないことから、ALS 患者、ALS 患者以外を問わず「たんの吸引」は実際にはあまり行われていない状況にある。
- しかし、患者を抱える家族からは、訪問介護を行うホームヘルパーに「たんの吸引」を担って欲しいという要望が強く寄せられており、実際、ヘルパーが患者宅を訪問した際にボランティアとして実施している例がある。訪問にあたっては、医師・看護師から十分な指導を受けて「たんの吸引」の技術習得を行っている。
- ヘルパーが「ボランティア」として位置付けられていることから、事業所としての研修（技術習得）実施が難しい現状にある。この点からも「たんの吸引」をホームヘルパーが行う業務として位置付けることが必要であると考える。
- その他、「たんの吸引」以外の医療行為の実施について（例えば、爪きり、湿布の貼付、薬の塗布、点眼等）は、自力でできない理由が「力が入らない」「手が届かない」である場合、患者の希望に応じてヘルパーが対応している。このように「たんの吸引」程の複雑な整理を必要としていない行為までもが「医療行為」と整理されていることで対応が困難となっているものがあり、整理が可能な行為から具体的な解決を図ることが必要ではないか。